

総務大臣 氏 名 殿

都（道府県）知事 氏 名 印

財政健全化計画策定報告書（概要）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第5条第2項の規定により、都（道府県）内の市町村（及び特別区）より、財政健全化計画を定めたとの報告があったので、次のとおりその概要を報告します。

記

地方公共団体の名称		
財政健全化計画の概要		
1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因	(比率) (要因)	(比率) (要因)
2 計画期間		
3 財政の早期健全化の基本方針		
4 一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策		
5 連結実質赤字比率等を早期健全化基準未滿とするための方策		
6 各年度ごとの4又は5の方策に係る歳入及び歳出に関する計画		
7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し		
8 その他財政の早期健全化に必要な事項		